

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『裁判所におけるDV関連事件の手続について』

『簡易裁判所における手続案内窓口について』

1 開催日時 平成23年5月25日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所

3 出席者（50音順・敬称略）

地裁委員 小野剛（兼務），加藤卓，佐伯恒治，佐古田真紀子，鈴木慎二郎（兼務），中村元弥，則末尚大（兼務），長谷川明彦（兼務），水口千秋

家裁委員 小野剛（兼務），鈴木慎二郎（兼務），千葉胤久，茶木一範，則末尚大（兼務），長谷川明彦（兼務），藤田悦子，八重樫和裕

事務局 田中寛明裁判官，立野みすず裁判官，遠藤清典民事首席書記官，月山裕明民事次席書記官，中山訓伸地裁事務局長，鈴木浩二家裁事務局長，稲葉嘉隆地裁総務課長，澤崎豪地裁総務課課長補佐，朴澤孝旭川簡裁庶務課長

4 議 事

(1) 開会の言葉

(2) 委員交替の報告

(3) 意見交換（本日のテーマ『裁判所におけるDV関連事件の手続について』について）

（事務局から，以下のとおり説明等を行った。）

ア 保護命令制度の制度趣旨や大まかな流れ，申立事項の種類について説明した。

イ 保護命令手続の具体的な流れを、手続案内や申立ての受付事務といった書記官事務を紹介しながら説明したほか、支部における事件処理についての実情を説明した。

ウ 実際の運用状況を、統計数値やその分析結果を交えて説明した。

委員長 この時間は、このような裁判所におけるDV関連事件の手続の実情を御紹介したが、御質問、御意見、御感想をお聞かせいただきたい。

委員 保護命令手続のうち退去命令の申立ては、従前2週間と定められていた退去期間が2か月に改正されて、相手方にとって厳しくなっている。接近禁止命令も退去命令も、発するための要件に違いはないが、退去命令の申立てはどのように審理しているか。

事務局 今現在は申立事項に関する統計を持ち合わせていないが、担当裁判官として退去命令を発した経験はない。申立て自体も少なく、ほとんどが荷物を持参してシェルターに駆け込んで申立てをしている実情にあるようだし、申立てがあっても、引越し目的での申立ての場合は、その目的が達せられれば申立てを取り下げるのか確認している。

委員 DVを受けても、保護命令の申立てをした場合に生活が成り立たなくなるため、裁判所を利用することができないというケースが現実には多いのではないかと考えている。こうした事態を補う動きはあるのか。

委員 被害者を受け入れるシェルターの側もノウハウを蓄積しているようで、事実上駆け込めば大丈夫な態勢になっているようである。ただ、その後の生活保護受給、市営住宅入居等の手続が知られていないということであろうか。手続に関する弁護士費用についても、法テラスによる法律扶助の制度がある。

委員長 家庭裁判所の家事事件においても、シェルターに入っている人からの申立ての例がある。

委員 生活保護を受けたくても、離婚が成立しないと受けられないと話を聞いて

たことがある。

委員 正確ではないかもしれないが、旭川市には生活支援部があり、そちらで相談を受けている。

委員 調停の当事者から、離婚を急ぎたいという話はしばしば聞くことがあるので、今までの話が広く知られるようになれば周囲も援助しやすいのではないか。DV法の施行が平成13年であったことは今日初めて知った。こうした制度を知らない人はまだ多いと思う。調停でも、暴力を受けるから別々の席で期日を進めてほしいと希望する当事者は多い。制度を広めてほしい。また、支部所在地以外の地域では保護命令手続をどうしているのか関心を持っている。

委員 私が担当した事件で、妻が離婚前に生活保護を受けていたケースがあったと記憶している。

委員長 私もそうした事件を担当した経験がある。

委員 DVの事案は、刑事事件絡みとなれば取材対象には入ってくる。これは、報道することにより同種の事件が起こらないようにしたいという思いからである。

委員 私も、支部所在地以外の地域では保護命令手続をどうしているか知りたい。支部はどこにあるのか。

事務局 名寄、紋別、留萌、稚内である。

委員 人員が少ないため難しい面があることは分かったが、その中での対応策を知りたい。また、保護命令手続では、暴力は生命や身体に対するものを指すようであるが、言葉の場合はどうか。

事務局 稚内では、私が担当中これまで2件の申立てがあったが、臨時のてん補で対応し、留萌支部の事件を旭川本庁に回付の上電話会議システムを利用しての審尋で対応したことがある。また、いわゆる言葉の暴力については、法改正により、現在は身体への暴力に結びつくおそれのある脅迫があれば

保護命令発令の要件を充足することとなっている。その意味では、「そのまま死んでしまえ。」という遺棄を示唆する言動があった事例においては要件の認定が困難であった。要件の認定は、やはり当該脅迫行為が暴力に結びつくおそれの大きさを判断されるものであろう。

委員 今回の説明は勉強になった。捜査機関においても、暴行に対しては逮捕・勾留の余地があるが、DVの場合、逮捕・勾留してもその後夫婦の関係が元に戻ることもあり、すべて刑事事件として取り扱われる必要性まではないと思っていた。その点、保護命令制度はよい制度であると思っている。支部での業務上の苦労は検察庁においても同様で、天塩の被疑者の旭川への同行を朝5時に出発してしなければならないといったこともある。支部での対応というのは、件数以上に大変なものと思う。

委員 事件の相手方が暴力行為等の事実を全面的に争ったという事例はどれくらいあるか。また、そのような事例では何を決め手に判断していくことになるか。

事務局 事件の相手方は、暴力行為の事実を認め、その上で大したことはしていないという弁解をするケースが多い。相手方が全面的に争う場合は、診断書、写真等の客観的な資料が重要であり、これと審尋の結果とを総合して判断することになる。また、最近ではメールも脅迫の立証で示されることが多い。

委員 客観的な証拠がそろっている場合が多いということか。

事務局 争いになるケースでは多くの場合客観的な証拠がそろっている。

(4) 意見交換（本日のテーマ『簡易裁判所における手続案内窓口について』について）

（事務局から、以下のとおり説明等を行った。）

ア 手続案内の定義を説明した後、手続案内に際して心掛けている事項を説明した。

イ 紛争型の事案に対する手続を説明した。

ウ 当庁作成の手続案内用DVDを放映しながら、債務整理型の事案に対する手続を説明した。

委員長 簡易裁判所の手続案内とはいっても、簡易裁判所では、訴訟手続や調停手続のほか、地方裁判所で取り扱う破産や個人再生の手続を含めた債務整理手続をまとめて説明している。この時間ではこうした簡易裁判所の手続案内の実情を紹介したが、御質問、御意見、御感想をお聞かせいただきたい。

委員 5年ほど前、裁判所で作成した債務整理手続の合同説明会用のビデオを見せていただいたことがあったが、現在のビデオは当時のものよりも詳しくなっているし、手続の特徴を比較して説明している点は非常に分かりやすい。私の所に相談に来る人の中にも、このビデオを先に見ていると思われる人が含まれているようである。このビデオを視聴する方法に決まりはあるのか。

事務局 旭川簡裁でいつでも対応する。

委員 原則として返済計画のリスケジュールを認めるべき旨を定めた金融円滑化法が施行され、当行では法人のリスケジュールで約60件、個人のリスケジュールで約15件の申立てがそれぞれあり、これを認めた。リスケジュールの裏には債務整理が存在するのであるが、円滑化法の存在で、裁判所を利用しなくてもよいという意味でこれがやりやすくなった。

委員 私の仕事の中では債務整理に関するものの割合は、ピークが過ぎた感があるもののまだ高いものがある。思うに、今紹介された各種債務整理手続のうちどの手続に当該案件を乗せるべきかという振分けを、各手続のメリットを踏まえて行っていくことは重要であり、その意味では、このビデオは、自分の頭の中で考えていることを表しており、よくできていると思う。最近、長期にわたって支払を続けた末に音を上げて相談を受ける人の割合が増えていると感じる。中には40年間支払を続けた後に過払金返還訴訟を起こした人の例も聞いている。また、当初は調停や再生手続をして支払をする方向で

あったのが、原資が確保できず破産手続にいかざるを得ない人も増えているように思われ、数年前とは状況が変わってきているようである。

(5) 次回開催日時等

第2回の開催日時は平成23年11月22日（火）午後1時30分である。

次回のテーマは、「成年後見制度の現状について」とする。

(6) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料1 「DV被害を防止するための裁判所の手続について」(レジュメ)
- 資料2 パンフレット「配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいませんか」
- 資料3 保護命令の申立て・手続(レジュメ)
- 資料4 旭川地方裁判所管内におけるDV事件の統計
- 資料5 手続案内カード
- 資料6 パンフレット「初めて簡易裁判所を利用される方のために」
- 資料7 パンフレット「特定調停の申立てをされる方のために」
- 資料8 パンフレット「自己破産の申立てをされる方のために」
- 資料9 パンフレット「再生手続開始の申立てをされる方のために(個人債務者用)」
- 資料10 簡易裁判所における手続きについて(レジュメ)

(配布資料添付省略)